

を營み、奉幣祈念怠事なく、翌年正月廿九日、凡百四十五日を経て涌出、四月朔日より舊の如く浴する事を得たり、是より靈泉いよ／＼新に妙驗古に倍したり、又安政元年十一月五日、申中刻過大地震、温泉没して不出、例に依て湯神社に神樂を奏して祈念す、翌年正月末より涌始て、二月末よりぬる湯となり、三月末に至え再舊の如し、

〔古事記下〕故其輕太子者流於伊余湯也、亦將流之時歌曰、阿麻登夫、登理母都加比曾多豆賀泥能、岐許延牟登岐波和賀那斗波佐泥、

〔古事記傳三十九〕伊余湯、伊余は、上卷に出、湯は、和名抄に、伊豫國温泉、湯郡神名帳に、同郡湯神社あり、此地なり、美き温泉のあるより負る地名なり、此に湯と云るは、其温泉のある處、云には非ず、たゞ地名なり、書紀舒明卷に、十一年十二月、幸于伊余湯宮、天武卷に、十三年冬十月、大地震云々、時伊豫湯泉没而不出、中略など見へたり、後世まで名高き温泉なり、中昔の書どもにも見えたり、今世に道後の湯と云是なり、

〔萬葉集二〕古事記曰、輕太子奸輕太郎女、故其太子流於伊豫湯也、此時衣通王不堪戀慕而遣往時、

歌曰、
君之行氣長久成奴、山多豆乃、迎乎將往、待爾者不待、

〔日本書紀二十九〕十三年十月壬辰、逮于人定、天地震、舉國男女叫唱、不知東西、則山崩河涌、諸國郡官、

舍、及百姓倉屋、寺塔、神社、破壞之類、不可勝數、由是人民及六畜、多死傷之、時伊豫湯泉没而不出、

〔釋日本紀皇極〕伊豫國風土記曰、湯郡、大穴持命見悔耻、而宿奈毗古那命欲活、而大分速見湯自下、極持度來、以宿奈毗古那命而浴瀆者、覽間有活起居、然詠曰、眞寔寢哉、踐健跡處、今在湯中石上也、凡湯之貴奇、不神世時耳、於今世染疹痲萬生、爲除病存身要藥也、

〔萬葉集三〕山部宿禰赤人至伊豫温泉作歌一首并短歌、

皇祖祖之神、乃御言乃敷座、國之盡湯者霜、左波爾雖在、島山之宜國跡、極此疑、伊豫能高嶺、乃射狹庭、